

障害者活躍推進計画

令和4年3月

名古屋市

監査事務局

機関名	名古屋市監査事務局
任命権者	代表監査委員
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
名古屋市監査事務局における障害者雇用に関する課題	名古屋市監査事務局においては、職員総数が30人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した採用は実施していませんが、市として障害者雇用に積極的に取り組む中、他機関からの異動等により、障害のある職員が在籍する可能性を踏まえ、組織的な体制整備が必要です。
目標	
①採用に関する目標	業務に適性がある職員を、障害の有無に関わらず採用又は受入れる。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○監査第一課長を「障害者雇用推進者」として選任します。 ○市長部局が開催する障害者雇用に関する研修会を受講させます。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員に対して、人事担当者をはじめ相談内容に応じた多様な相談先の確保を図ります。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」等を受講させます。
2. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○採用後も、管理監督者による年2回の面談等を通じて、本人の障害特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングができているか点検し、必要に応じて検討を行います。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことを目指します。 （イ）特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 （ロ）自力で通勤できることといった条件を設定する。 （ハ）介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 （ニ）「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 （ホ）特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
3. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。